

新型コロナウイルス感染症対策についてのお願い

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について

内閣官房発表 2020.2.17 時点

○風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の**咳エチケット**や**手洗い**などの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

○次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

・風邪の症状や**37.5℃以上**の発熱が**4日以上**続いている。

(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が**2日程度**続く場合
上記に当てはまる方は、受診前にまず下記にてご相談下さい。

■平日日中(8:30~17:15)■

・幸手保健所(0480-42-1101) (久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町)

・加須保健所(0480-61-1216) (行田市、加須市、羽生市)

■土日祝日昼間(8:30~17:15)■

埼玉県保健医療政策課(048-830-3557)

■夜間■

・埼玉県救急電話相談(#7119)

上記に当てはまらない方で、以下の**3つの症状に当てはまる場合**は、マスク着用のうえ病院スタッフまでお声を掛けて下さい。

- ① 発熱(37 度台)
- ② のどの痛みやせき、痰(たん)
- ③ 吐き気、下痢など

※必要時保健所の指示に従うことがあります。

2020年2月19日 感染防止委員会